ⅰ　当該市町村内における売渡し等に係る平成22年10月１日から平成23年２月末日までの製造たばこ（地方税法附則第30条の２に規定する紙巻たばこに係るものに限る。）の本数

ｊ　地方税法附則第30条の２に定める市町村たばこ税の税率

ｋ　前３年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に2.00を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第三十七条の二第一号中「一・二八〇」を「〇・九四四」に改める。

第三十七条の三中「〇・八一四」を「〇・九七一」に改める。

第三十七条の四中「八月、十二月及び」を削り、「〇・七〇一」を「一・〇五三」に改める。

第三十七条の四の二第一項中「0.937」を「1.006」に改め、同条に次の一項を加える。

２　合併関係市町村に係る地方消費税交付金の基準額は、前項の規定によつて算定した当該新市町村に係る基準額を、合併関係市町村ごとの算定前年度の基準額によつて按分した額とする。

第三十七条の五中「あん分」を「按分」に、「〇・九八三」を「〇・九八八」に改める。

第三十七条の六第一号及び第二号を次のように改める。

一　指定都市の基準額

算式

（A×B）×0.75－C×0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sqrt{\frac{a}{b}}\times 1.3297$$

算式の符号

ａ　前記Ａに同じ

ｂ　当該年度の前３年度に自動車取得税交付金及び自動車取得税減収補塡臨時交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

C　附則第19条の17の規定に基づき平成23年度の自動車取得税交付金に係る減収見込額として総務大臣が通知した額

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A×B）×0.75－C×0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sqrt{\frac{a}{b}}\times 1.3297$$

算式の符号

ａ　前記Ａに同じ

ｂ　当該年度の前３年度に自動車取得税交付金及び自動車取得税減収補塡臨時交付金として当該市町村に対して交付された額

C　附則第19条の17の規定に基づき平成23年度の自動車取得税交付金に係る減収見込額として総務大臣が通知した額

第三十九条第一号中「〇・九五二」を「〇・九〇八」に改め、同条第二号中「〇・九二二」を「〇・八八九」に改める。

第四十条中「〇・九四二」を「〇・九二七」に改める。

第四十条の二中「〇・九九五」を「〇・九五五」に改める。

第四十条の三中「〇・九四五」を「〇・九六二」に改める。

第四十条の四中「〇・九七五」を「〇・八九二」に改める。

第四十一条第二号中「前号㈠から㈤までに」を「前号㈠から㈥までに」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「第九十四条及び附則第七条」を「第九十四条及び附則第八条」に改め、「、工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十二号。以下この条において「工業再配置法」という。）第七条」を削り、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「「中心市街地法」という。）第三十四条」を「「中心市街地法」という。）第四十八条」に改め、同条第一号中「附則第７条」を「附則第６条」に改め、同条第二号中「（工業再配置法第７条の規定を除く。）」を削り、同条第三号中「中心市街地法第34条」を「中心市街地法第48条」に、「附則第７条」を「附則第６条」に改める。

第四十三条中「中心市街地法第34条」を「中心市街地法第48条」に改める。

第四十七条第一項中「「合併新法第十七条第一項」を「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）による改正前の合併新法（以下「改正前の合併新法」という。）第十七条第一項」に改め、同条第二項中「49,505」を「44,843」に、「2.475」を「2.242」に、「297,030」を「269,058」に、「合併新法第17条第１項」を「改正前の合併新法第17条第１項」に、「平成17年４月２日から」を「平成18年４月２日から」に、「同法第十一条第一項」を「合併特例法第十一条第一項」に改め、同条第四項を次のように改める。

４　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=11}^{19}(B_n\times C_n)\times 0.15}{A\times 2{,}230円}$$

算式の符号

A　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額

C_{11}＝0.090

C_{12}＝0.089

C_{13}＝0.091

C_{14}＝0.088

C_{15}＝0.094

C_{16}＝0.094

C_{17}＝0.100

C_{18}＝0.099

C_{19}＝0.101

第四十八条中「平成二十一年度」を「平成二十一年度又は平成二十二年度」に、「平成21年度」を「平成21年度又は平成22年度」に、「あん分」を「按分」に改める。

第四十八条の二中「あん分」を「按分」に改める。